

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

令和3年3月18日作成

岩手県では、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告徴収として、前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書等の提出を義務付けています。

1 提出書類について

下表に基づき必要な報告書を御提出ください。

報告者	提出が必要となる報告書の種類
産業廃棄物処理施設設置者 (廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を県内に設置している事業者)	【様式第23号】 産業廃棄物処理実績報告書
特別管理産業廃棄物の排出事業者 (特別管理産業廃棄物を排出する事業場を県内に設置している事業者)	【様式第24号】 特別管理産業廃棄物処理実績報告書
産業廃棄物収集運搬業者 (県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者)	【様式第25号】 産業廃棄物の運搬実績報告書
特別管理産業廃棄物収集運搬業者 (県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者)	【様式第25号】 特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書
産業廃棄物処分業者 (県の産業廃棄物処分業の許可を受けている処理事業者)	【様式第26号】 産業廃棄物の処分実績報告書
特別管理産業廃棄物処分業者 (県の特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている処理事業者)	【様式第26号】 特別管理産業廃棄物の処分実績報告書

2 提出部数

上記1の報告書は、**【2部】**を提出してください。なお、県の受付印を押印した控えの送付を希望する場合は、返信用封筒を同封のうえ**【3部】**を提出してください。

3 提出期限

令和3年6月30日(水)

令和2年度の実績(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)を期限までに提出してください。

4 提出方法

様式第23号・24号・25号・26号は、書面で郵送又は持参により提出してください。
(メールによる提出は受け付けません)

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

5 提出先

県外事業者及び盛岡市内の事業者で県の許可を受けている事業者は、岩手県庁資源循環推進課に提出してください。また、県内の市町村内に事業所がある事業者は、事業所所在地を管轄する県広域振興局等の環境衛生課に御提出願います。(詳しくは6頁の一覧を参照のこと)

6 報告書を作成する際の留意点

各種報告書を作成し提出する際は、以下の点に御留意願います。

【様式第23号】産業廃棄物処理実績報告書

自らの事業活動によって生じた廃棄物を処理するために、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者の方は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに当該施設で処理した産業廃棄物の処理実績を報告してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 当該年度の処理実績がない場合であっても【実績なし】と記入し提出してください。

【様式第24号】特別管理産業廃棄物処理実績報告書

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を県内に設置している事業者の方は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに当該施設から排出された特別管理産業廃棄物の発生量及び処理実績を報告してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 当該年度の処理実績がない場合であっても【実績なし】と記入し提出してください。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類は、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、特定有害産業廃棄物の別により記載してください。
- (4) 発生施設は、発生場所が具体的にわかる場所を記載してください。
- (5) 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。

ただし、当該様式を使用する場合は、様式第24号の様式を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。

なお、行政報告システムについては、以下の(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご確認ください。

【(公財)日本産業廃棄物処理振興センターURL】

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

【様式第 25 号】産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書

産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者の方は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬の実績を報告してください。

なお、産業廃棄物収集運搬業の許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が両方ある場合はそれぞれ別に報告書を作成のうえ、提出してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 当該年度の運搬実績がない場合であっても【実績なし】と記入し提出してください。
- (3) 報告書を作成するに当たっては、特に下記①～⑨に御留意ください。

- ① 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲み、報告対象となる年度を記載願います。
- ② 「報告者」欄は、許可証に記載された住所、氏名を記載願います。
- ③ 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」を記載し、積替え・保管の有無を括弧書きで記載願います。
- ④ 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
- ⑤ 「許可番号」欄は、許可証に記載されている 11 けたの番号を記載願います。
- ⑥ 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業場所在地、受託量を記載願います。また、(再委託を受けた場合) 委託した収集運搬業者について記載願います。
- ⑦ 「運搬先」欄は、廃棄物を実際に搬入した先の処分業者の名称、処理場所在地(積替え保管の場合は保管場所の所在地)と運搬量を記載願います。また、(再委託した場合) 再受託者の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
- ⑧ 「引き渡した者」欄は、受入を契約した相手方の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載願います。
- ⑨ 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書」の様式を使用して提出することができます。

ただし、当該様式を使用する場合は、様式第 25 号の様式を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。

なお、行政報告システムについては、以下の(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご確認ください。

【(公財)日本産業廃棄物処理振興センター URL】

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

【様式第26号】産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている処理業者の方は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分の実績を報告してください。

なお、産業廃棄物処分業の許可と特別管理産業廃棄物処分業の許可が両方ある場合は、それぞれ別に報告書を作成のうえ、提出してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 当該年度の運搬実績がない場合であっても【実績なし】と記入し提出してください。
- (3) 報告書を作成するに当たっては、特に下記①～⑩に御留意ください。

- ① 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲み、報告対象となる年度を記載願います。
- ② 「報告者」欄は、許可証に記載された住所、氏名を記載願います。
- ③ 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」を記載し、許可を有する処分方法を括弧書き記載願います。
- ④ 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
- ⑤ 「許可番号」欄は、許可証に記載されている11ケタの番号を記載願います。
- ⑥ 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業場所在地、受託量を記載願います。
(報告者が再委託を受けた場合) 再委託した処分業者について記載し、1の欄に「再」と記載願います。
(県外から搬入した場合) 発生した都道府県名を1の欄に、搬入理由を備考3から選んで2の欄に記載願います。
- ⑦ 「処分」欄は、廃棄物を処分した方法、量、処分後の廃棄物の量(中間処理の場合のみ)、処理施設の所在地を記載願います。
- ⑧ 「受託者」欄は、処分後の廃棄物(燃え殻や自動車等破砕物等)を委託処分した場合、その受託者について名称等を記載し、右空欄に「残」と記載願います。(再委託した場合) 再委託先の処分業者の許可番号、名称等を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
- ⑨ 産業廃棄物の処理施設(法第15条施設)の場合は、処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量を別紙様式に記入願います。
- ⑩ 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書」の様式を使用して提出することができます。ただし、当該様式を使用する場合は、様式第26号の様式を表紙として報告者を記載のうえ添付してください。また、空欄に「別紙のとおり」として記載願います。なお、行政報告システムについては、以下の(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご確認ください。

【(公財)日本産業廃棄物処理振興センターURL】

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

7 お問い合わせ先

産業廃棄物実績報告書等の作成や提出に関するお問合せは、岩手県庁資源循環推進課の資源循環担当又は各広域振興局及び保健福祉環境センターの環境衛生課にお願いします。各公所の電話番号及び提出先は、6頁を御参照ください。

8 その他

- (1) 産業廃棄物実績報告書（様式第 23 号・24 号・25 号・26 号）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 20 条」に基づき御報告いただくものであり、当課から報告書の提出依頼の文書等は発出しておりませんので、あらかじめ御了承願います。
- (2) 様式第 23 号、24 号、25 号及び 26 号に基づく産業廃棄物処理実績の報告は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト交付状況報告書）」とは異なりますので、提出の際はお間違えないよう御留意願います。

岩手県における産業廃棄物実績報告書等提出の手引き

9 報告書の提出先一覧

以下の提出先に、令和3年6月30日（水）までに郵送又は持参にて御提出ください。

事業所の所在地等	管轄する公所（報告書の提出先）
県外の事業者 盛岡市内の事業者で県の許可を受けている事業者	岩手県庁 環境生活部 資源循環推進課 資源循環担当 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 ☎電話 019-629-5380
滝沢市、八幡平市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 ☎電話 019-629-6563
花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課 〒025-0075 花巻市花城町 1-41 ☎電話 0198-41-5405
奥州市、金ヶ崎町	県南広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 ☎電話 0197-48-2422
一関市、平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課 〒021-8503 一関市竹山町 7-5 ☎電話 0191-26-1412
釜石市、大槌町	沿岸広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 〒026-0043 釜石市新町 6-50 ☎電話 0193-27-5523
大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 ☎電話 0192-22-9814
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古保健福祉環境センター 環境衛生課 〒027-0072 宮古市五月町 1-20 ☎電話 0193-64-2218
久慈市、洋野町、普代村、野田村	県北広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 〒028-8042 久慈市八日町 1-1 ☎電話 0194-53-4987
二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 ☎電話 0195-23-9219
盛岡市の許可を受けている事業者	盛岡市役所 盛岡市環境部廃棄物対策課 〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 ☎電話 019-626-3755